

京都府公報

号外 第40号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

| 条 例 | ページ | 規 則 | 告 示 | 府 議 会 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------|
| ○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例 (政策法務課) | 5 | ○京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例 (警察本部交通規制課、運転免許試験課) | | |
| ○京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (財政課) | 6 | ○京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課) | | |
| ○個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例 (文化生活総務課) | 9 | | ○府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示 (住宅課) | |
| ○児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (家庭・青少年支援課) | 10 | | ○京都府府営住宅条例に基づく京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 () | 12 |
| ○生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (地域福祉推進課) | 〃 | | | |
| ○京都府府営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課) | 〃 | | | ○京都府議会会議規則の一部を改正する規則 |
| ○京都府議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議務局) | 〃 | | | ○京都府議会傍聴規則 |
| ○京都府議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 () | 〃 | | | |

本号で公布された条例のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例 (京都府条例第84号) (政策法務課)

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号) 及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和4年法律第68号) の施行に伴い、関係条例の整理を行うものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。(第1条～第7条関係)

- ア 京都府吏員恩給条例 (昭和9年京都府条例第4号)
- イ 京都府屋外広告物条例 (昭和28年京都府条例第30号)
- ウ 職員の給与等に関する条例 (昭和31年京都府条例第28号)
- エ 職員の退職手当に関する条例 (昭和31年京都府条例第30号)
- オ 京都府立自然公園条例 (昭和38年京都府条例第25号)

- カ 京都市心身障害者扶養共済条例（昭和46年京都市条例第8号）
 - キ 京都市ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都市条例第44号）
 - ク 青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都市条例第2号）
 - ケ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都市条例第23号）
 - コ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成5年京都市条例第3号）
 - サ 京都市環境を守り育てる条例（平成7年京都市条例第33号）
 - シ 京都市迷惑行為等防止条例（平成13年京都市条例第17号）
 - ス 京都市産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都市条例第42号）
 - セ 京都市暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年京都市条例第8号）
 - ソ 京都市豊かな緑を守る条例（平成17年京都市条例第43号）
 - タ 京都市絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都市条例第51号）
 - チ 京都市統計調査条例（平成21年京都市条例第9号）
 - ツ 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都市条例第12号）
 - テ 京都市風俗案内所の規制に関する条例（平成22年京都市条例第22号）
 - ト 京都市暴力団排除条例（平成22年京都市条例第23号）
 - ナ 京都市控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成24年京都市条例第50号）
 - ニ 京都市遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都市条例第7号）
 - ヌ 京都市障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都市条例第20号）
 - ネ 京都市薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年京都市条例第52号）
 - ノ 京都市行政不服審査会条例（平成28年京都市条例第13号）
 - ハ 災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都市条例第41号）
 - ヒ 京都市森林水源地域の保全等に関する条例（平成30年京都市条例第22号）
 - フ 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都市条例第62号）
 - ヘ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都市条例第33号）
 - ホ 京都市議会個人情報保護条例（令和4年京都市条例第37号）
- (2) 施行前の行為についての罰則の適用に係る経過措置、(1)による条例の一部改正に伴う経過措置等を定めることとした。（第8条～第11条関係）

3 施行期日

令和7年6月1日。ただし、2の(2)の一部については、令和6年12月27日

◇京都市手数料徴収条例等の一部を改正する条例（京都市条例第85号）（財政課）

1 改正の理由

最近の社会情勢の変化等を踏まえた受益者負担の適正化を図る等のため、府の手数料について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 最近の社会情勢の変化等を踏まえた受益者負担の適正化を図るための府の手数料に関する改定等
京都市手数料徴収条例（平成12年京都市条例第1号）等において定める府の手数料の額又はその上限を改めることとした。（第1条（別表第2）、第3条（附則第4項、第5項）関係）
- (2) 法令の一部改正等に伴う府の手数料に関する設定、改定等
 - ア 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の一部改正に伴い、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査手数料等を定めるため、所要の改正を行うこととした。（第1条（附則第8項、別表第2）関係）
 - イ 旅券法施行令（平成元年政令第122号）の一部改正により都道府県分の手数料の標準額が改定されることに伴い、一般旅券の発給手数料を改めるため、所要の改正を行うこととした。（第1条（別表第1）関係）
 - ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく新たな規制が府の区域内に適用されることとなることに伴い、規制区域内の工事の許可の申請に対する審査手数料等を定めるため、所要の改正を行うこととした。（第1条（別表第2）関係）
 - エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、その適用対象が拡大されることとなった建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査手数料を定め

る等のため、所要の改正を行うこととした。(第1条(別表第2)、第2条(第22条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2の(2)のイの一部及び3の(2)のイの一部については令和6年12月27日、2の(2)のイの一部及び3の(2)のイの一部については令和7年3月1日、2の(2)のイ及び3の(2)のイの一部については同月24日、2の(2)のウ及び3の(2)のイの一部については同年5月1日

(2) 経過措置

ア この条例の各改正規定の施行の日前にされた申請等に係る手数料については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例によることとした。(附則第2項、第5項、第7項、第8項関係)

イ その他所要の経過措置を定めることとした。

◇個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例(京都府条例第86号)(文化生活総務課)

1 改正の理由

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)において控除対象特定非営利活動法人として規定している法人について、控除対象特定非営利活動法人として継続するための手続が行われなかったため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

特定非営利活動法人加茂女の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金から除外することとした。(別表関係)

3 施行期日

令和7年3月20日

◇児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第87号)(家庭・青少年支援課)

1 改正の理由

児童手当法(昭和46年法律第73号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 児童手当法の一部改正により児童手当の支給対象が高校生年代まで拡大されたことに伴い、入所する母子が児童のみで構成されている世帯に属している場合は、母子生活支援施設の設置者が当該母子である児童に係る児童手当の支払を受けることとされたことから、児童手当等の給付金の管理に係る施設運営基準の適用対象に母子生活支援施設を追加することとした。(第15条関係)

(2) 児童福祉法の号ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第29条関係)

3 施行期日

令和6年12月27日

◇生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第88号)(地域福祉推進課)

1 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく救護施設について、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととした。(第18条関係)

(2) 生活保護法に基づく更生施設について、これまでの更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととした。(第24条、第25条関係)

3 施行期日

令和6年12月27日

◇京都府府営住宅条例の一部を改正する条例（京都府条例第89号）（住宅課）

1 改正の理由

府営住宅の廃止のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

福知山市宇田のつつじが丘団地及び与謝郡与謝野町宇加悦の上げ石団地を廃止することとした。（別表第1関係）

3 施行期日

令和6年12月27日

◇京都府議会委員会条例の一部を改正する条例（京都府条例第90号）（議会事務局）

1 改正の理由

育児又は介護のため委員会への出席が困難な委員について、オンライン方式による委員会への参加が可能となるよう、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができることとした。（第12条の2関係）

3 施行期日

令和6年12月27日

◇京都府議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（京都府条例第91号）（議会事務局）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第2条、第12条関係）
- (2) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和7年4月1日

◇京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第92号）（交通規制課、運転免許試験課）

1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）の一部改正に伴うほか、警察関係事務の手数料の額を見直すため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく警察関係事務の手数料について、運転免許取得時の講習に要する物件費等の増加により、道交法施行令に定める免許等に関する手数料の標準額の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- (2) 保管場所法の一部改正による保管場所標章の廃止に伴い、規則で定めていた自動車の保管場所の審査の手数料の額を条例で定めることとするともに、保管場所法に基づく警察関係事務の手数料の額を改めることとした。（別表第2関係）
- (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下「改正法」という。）の施行の日前に行われた保管場所法第4条第1項ただし書の政令で定める通知に係る改正法による改正前の保管場所法第6条第1項の保管場所標章の交付に係る既納の手数料については、改正法の施行の際当該交付がされていない場合に限り、これを還付することができることとした。（附則関係）

3 施行期日

令和7年3月24日。ただし、2の(2)及び(3)については、令和7年4月1日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例

京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例

京都府議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

令和6年12月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第84号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第7条）

第2章 経過措置（第8条—第11条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（京都府吏員恩給条例の一部改正）

第1条 京都府吏員恩給条例（昭和9年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条第3号及び第24条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第30条ノ2中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「停止ス」の右に「其ノ刑ニ付刑法（明治40年法律第45号）第27条第2項後段又ハ第27条の7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ亦同ジ」を加える。

第43条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「停止ス」の右に「其ノ刑ニ付刑法第27条第2項後段又ハ第27条の7第2項後段ノ

規定ニ依ル刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ亦同ジ」を加え、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又ハ」を「若ハ」に、「者」を「者又ハ其ノ刑ニ付刑法第27条第2項若ハ第27条の7第2項ニ規定スル効力継続期間内ニ在ル者」に改める。

（京都府屋外広告物条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）第16条の27

(2) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第20条

(3) 青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第31条第1項及び第2項

(4) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成5年京都府条例第3号）第9条第1項

(5) 京都府迷惑行為等防止条例（平成13年京都府条例第17号）第10条、第11条第2項及び第14条第2項

(6) 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号）第18条

(7) 京都府暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年京都府条例第8号）第16条第2項

(8) 京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号）第42条

(9) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第58条及び第59条

(10) 京都府統計調査条例（平成21年京都府条例第9号）第11条及び第12条

(11) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）第35条第1項及び第2項

(12) 京都府風俗案内所の規制に関する条例（平成22年京都府条例第22号）第16条第1項

(13) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第27条第1項及び第2項

(14) 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第17条及び第18条

(15) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）第28条

(16) 京都府薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年京都府条例第52号）第30条から第32条まで

(17) 京都府行政不服審査会条例（平成28年京都府条例第13号）第13条

(18) 災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第56条

(19) 京都府森林水源地域の保全等に関する条例（平成30年京都府条例第22号）第24条

(20) 京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）第33条

(21) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）附則第13項及び第15項

22 京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第52条から第54条まで
（職員の給与等に関する条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し、同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項
- (3) 京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成24年京都府条例第50号）第5条第1号イ

（京都府立自然公園条例の一部改正）

第4条 京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第65条から第67条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（京都府心身障害者扶養共済条例の一部改正）

第5条 京都府心身障害者扶養共済条例（昭和46年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上」に、「受けている」を「終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予期間中の者を除く。）に該当する」に改める。

（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第6条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（京都府環境を守り育てる条例の一部改正）

第7条 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

第98条の2から第101条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第101条の2第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第102条から第104条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

（罰則の適用等に関する経過措置）

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適

用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を職員の給与等に関する条例第21条第5項及び休職者の給与に関する条例（昭和27年京都府条例第1号）第2条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第2号の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第18条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第11条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。

京都府条例第85号

京都府手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（京都府手数料徴収条例の一部改正）

第1条 京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

（第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する手数料）

8 令和7年2月28日までの間に限り、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

(令和5年法律第84号) 附則第7条の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査については、1件につき2万2,800円の手数料を徴収する。

別表第1の16の項中「4,000円」を「4,300円」に改める。

別表第2の2の項中「5,710円」を「5,990円」に改め、同表の3の項中「3,670円」を「3,850円」に改め、同表の4の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「6,830円」を「22,800円」に改め、同表の5の項中「132,600円」を「139,230円」に改め、同表の8の項中「43,860円」を「46,050円」に改め、同表の9の項中「3,460円」を「3,630円」に改め、同表の10の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の11の項中「1,120円」を「1,170円」に改め、同表の13の項中「漁業権の免許」を「知事許可漁業の許可」に、「3,770円」を「3,950円」に改め、同表の14の項中「530円」を「550円」に、「280円」を「290円」に改め、同表の15の項中「35,700円」を「37,480円」に改め、同表の16の項中「8,050円」を「8,450円」に、「440円」を「460円」に改め、同表の17の項中「15,300円」を「24,000円」に改め、同表の18の項中「16,320円」を「17,870円」に改め、同表の19の項中「3,460円」を「3,780円」に改め、同表の20の項中「種畜証明書の書換え交付等」を「家畜人工授精師の免許の審査等」に、「5,810円」を「6,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 20の2 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)に基づく種畜証明書の書換え交付等の事務で規則で定めるもの | 1件につき1,810円を超えない範囲内において規則で定める額 |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|

別表第2の21の項中「2,700円」を「2,950円」に改め、同表の22の項中「53,040円」を「55,690円」に改め、同表の23の項中「27,740円」を「29,120円」に改め、同表の24の項中「販売業」を「製造業」に、「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の25の項中「1,220円」を「1,280円」に、「1,120円」を「1,170円」に改め、同表の26の項中「4,280円」を「4,490円」に改め、同表の27の項中「3,770円」を「3,950円」に改め、同表の28の項中「11,730円」を「12,310円」に改め、同表の30の項中「22,440円」を「23,560円」に改め、同表の31の項中「14,890円」を「15,630円」に改め、同表の32の項中「22,440円」を「24,570円」に改め、同表の33の項中「85,000円」を「89,250円」に改め、同表の34の項中「12,240円」を「12,850円」に改め、同表の35の項中「43,860円」を「46,050円」に改め、同表の36の項中「887,400円」を「931,770円」に改め、同表の37の項中「47,940円」を「50,330円」に改め、同

表の38の項中「81,600円」を「85,680円」に改め、同表の41の項中「55,080円」を「57,830円」に改め、同表の42の項中「8,050円」を「8,450円」に改め、同表の43の項中「199,100円」を「209,050円」に改め、同表の44の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の45の項中「審査」を「審査等」に、「428,400円」を「701,270円」に改め、同表の46の項を次のように改める。

| | |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 46 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付の事務で規則で定めるもの | 1件につき4,710円を超えない範囲内において規則で定める額 |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|

別表第2の48の項中「36,720円」を「38,550円」に改め、同表の49の項中「887,400円」を「931,770円」に、「470円」を「490円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 49の2 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による書面の交付の事務で規則で定めるもの | 1件につき6,990円を超えない範囲内において規則で定める額 |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------|

別表第2の50の項中「45,900円」を「50,260円」に改め、同表の51の項中「14,280円」を「14,990円」に、「36,720円」を「38,550円」に、「6,010円」を「6,310円」に、「5,200円」を「5,460円」に、「5,810円」を「6,100円」に改め、同表の52の項中「132,600円」を「139,230円」に改め、同表の54の項中「33,660円」を「35,340円」に、「690円」を「720円」に改め、同表の54の2の項中「20,400円」を「21,420円」に改め、同表の55の項中「153,000円」を「167,530円」に改め、同表の56の項中「104,440円」を「114,360円」に改め、同表の57の項中「79,340円」を「86,860円」に改め、同表の58の項中「434,820円」を「476,120円」に改め、同表の59の項中「18,760円」を「20,540円」に、「14,280円」を「15,630円」に、「7,030円」を「7,690円」に、「69,360円」を「75,940円」に、「34,680円」を「37,960円」に改め、同表の60の項中「148,410円」を「162,500円」に、「115,770円」を「126,760円」に、「57,880円」を「63,370円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同表の61の項中「56から60までの項」を「56の項から60の項まで」に、「54,870円」を「60,080円」に、「770円」を「840円」に、「710円」を「770円」に、「370円」を「400円」に改め、同表の62の項を削り、同表の63の項中「64,260円」を「67,470円」に改め、同項を同

表の62の項とし、同項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 62の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づく主任介護支援専門員研修の実施等の事務で規則で定めるもの | 1件につき53,000円を超えない範囲内において規則で定める額 |
| 63 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づく介護支援専門員証の書換え交付等の事務で規則で定めるもの | 1件につき2,140円を超えない範囲内において規則で定める額 |

別表第2の63の2の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の63の3の2の項中「244,800円」を「257,040円」に改め、同表の63の3の3の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の63の5の項中「7,807,080円」を「8,804,660円」に、「23,460円」を「24,630円」に、「37,740円」を「39,620円」に、「552,120円」を「579,720円」に、「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の63の6の項中「4,311,540円」を「4,488,890円」に、「23,460円」を「24,630円」に、「37,740円」を「39,620円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同表の63の6の2の項中「5,910円」を「6,200円」に改め、同表中同項を63の6の3の項とし、63の6の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 63の6の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）に基づく低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更を証する書面の交付の事務で規則で定めるもの | 1件につき3,326,150円を超えない範囲内において規則で定める額 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|

別表第2の63の8の項中「3,207,900円」を「3,326,150円」に、「1,103,640円」を「1,162,740円」に、「23,460円」を「24,630円」に、「37,740円」を「39,620円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同表の63の9の項中「（平成27年国土交通省令第5号）」を「（平成28年国土交通省令第5号）」に、「交付」を「交付等」に、「1,216,860円」を「3,326,150円」に改め、同表の63の11の項中「1,110,640円」を「1,170,090円」に改め、同表の63の12の項中「33,600円」を「35,280円」に改め、同表の64の項中「4,080円」を「4,280円」

に改め、同表の64の2の項中「37,740円」を「39,620円」に改め、同表の65の項及び66の項中「400円」を「420円」に改め、同表の67の項中「43,860円」を「50,000円」に、「3,570円」を「4,060円」に、「10,200円」を「11,620円」に、「2,040円」を「2,320円」に、「300円」を「340円」に、「2,140円」を「2,430円」に改め、同表の68の項中「5,100円」を「5,810円」に、「3,570円」を「4,060円」に、「9,180円」を「10,460円」に、「300円」を「340円」に、「1,220円」を「1,390円」に改め、同表の69の項中「3,570円」を「4,060円」に、「5,300円」を「6,040円」に、「1,220円」を「1,390円」に、「610円」を「690円」に、「1,530円」を「1,740円」に、「510円」を「580円」に、「1,020円」を「1,160円」に、「3,060円」を「3,480円」に、「400円」を「450円」に改め、同表の70の項中「7,650円」を「8,720円」に、「1,530円」を「1,740円」に、「300円」を「340円」に、「3,060円」を「3,480円」に改め、同表の71の項中「3,570円」を「4,060円」に、「300円」を「340円」に改め、同表の72の項中「1,420円」を「1,610円」に改め、同表の73の項中「1,630円」を「1,850円」に、「910円」を「1,030円」に、「90円」を「100円」に改め、同表の74の項中「1,730円」を「1,970円」に改め、同表の75の項中「1,120円」を「1,270円」に改め、同表の76の項中「960円」を「1,090円」に改め、同表の77の項中「710円」を「800円」に、「1試験」を「又は1試験」に、「2,240円に」を「2,550円に」に、「2,240円を加えた額及び」を「2,550円及び」に、「2,240円を加えた額を」を「2,550円を加えた額を」に改め、同表の78の項中「12,240円」を「13,950円」に、「つき2,240円」を「つき2,550円」に、「9,380円」を「10,690円」に、「250円」を「280円」に改め、同表の79の項中「4,380円」を「4,990円」に、「2,240円」を「2,550円」に改め、同表の80の項中「1,420円」を「1,610円」に、「450円」を「510円」に、「200円」を「220円」に改め、同表の81の項中「2,240円」を「2,550円」に、「450円」を「510円」に改め、同表の82の項中「200円」を「220円」に改め、同表の83の項中「67から82までの項」を「67の項から82の項まで」に改め、同表の84の項中「23,460円」を「26,740円」に、「2,340円」を「2,660円」に改める。

（建築基準法施行条例の一部改正）

第2条 建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「110万3,640円」を「212万6,150円」に、「55万2,120円」を「57万9,720円」に改め、同条第2号中「55万2,120円」を「57万9,720円」に改め、同条第3号中「119万7,480円」を「168万2,590円」に改め、同条第4号中「77万2,140円」を「81万740円」に改め、同条第5号中「110万3,640円」を「212万6,150円」に、「55万2,120円」を「57万9,720円」に改め、同条第6号中「55万2,120円」を「57万9,720円」に改め、同条第7号中「119万7,480円」を「168万2,590円」に改め、同条第8号中「77万2,140円」を「81万740円」に改め、同条第9号中「110万3,640円」を「116万2,740

円」に、「2万8,560円」を「2万9,980円」に改める。
(建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 建築基準法施行条例等の一部を改正する条例
(令和5年京都府条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(京都府手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)」を加え、同項中「附則第2条第1項及び第2項」を「附則第2条第2項」に、「許可」を「変更の許可」に、「第2条の規定による改正後の京都府手数料徴収条例」を「京都府手数料徴収条例」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」と、「許可」とあるのは「変更の許可」と、「審査等」とあるのは「審査」に、「とする」を「と」、「701,270円」とあるのは「449,820円」とする」に改め、附則に次の1項を加える。

5 令和7年4月30日までの間における前項の規定の適用については、同項中「701,270円」とあるのは、「428,400円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都府手数料徴収条例附則第8項の改正規定及び附則第9項の規定 公布の日

(2) 第1条中京都府手数料徴収条例別表第2の4の項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年3月1日

(3) 第1条中京都府手数料徴収条例別表第1の16の項の改正規定及び附則第5項の規定 令和7年3月24日

(4) 第1条中京都府手数料徴収条例別表第2の45の項及び46の項の改正規定並びに第3条中建築基準法施行条例等の一部を改正する条例附則第4項の改正規定(「とする」を「と」、「701,270円」とあるのは「449,820円」とする)に改める部分を除く。)並びに附則第6項の規定 令和7年5月1日

(京都府手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の京都府手数料徴収条例別表第2の規定は、別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更等(次項において「旧登録事項変更

等」という。)の事務についての第1条の規定(附則第1項第2号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の京都府手数料徴収条例別表第2の4の項の規定の適用については、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等」とあるのは「大麻草採取栽培者の登録事項の変更等」と、「22,800円」とあるのは「3,420円」とする。

4 旧登録事項変更等に係る申請等が令和7年3月31日までにされた場合における前項の規定の適用については、同項中「3,420円」とあるのは、「3,260円」とする。

5 第1条の規定(附則第1項第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の京都府手数料徴収条例別表第1の16の項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

6 第1条の規定(附則第1項第4号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の京都府手数料徴収条例別表第2の45の項及び46の項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第4項の規定による公示がされた宅地造成等工事規制区域内の工事及び同法第26条第4項の規定による公示がされた特定盛土等規制区域内の工事に係る申請等について適用する。

(建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第2条の規定による改正後の建築基準法施行条例第22条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第3条の規定(附則第1項第4号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の建築基準法施行条例等の一部を改正する条例附則第5項の規定により読み替えて適用される同条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(規則への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

京都府条例第86号

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への

寄附金を定める条例（平成24年京都府条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人加茂女の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年3月20日から施行する。

京都府条例第87号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「乳児院」の右に「母子生活支援施設」を加える。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第88号

生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「入所者」を「救護施設は、入所者」に、「場所は」を「場所について」に改め、同条第4項中「1週間」を「救護施設は、1週間」に改め、同条第5項中「教養娯楽設備等」を「救護施設は、教養娯楽設備等」に改め、同条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「ほか、」の右に「更生施設の」を、「第2項」の右に「及び第6項」を加える。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「作業指導」を「更生施設は、作業指導」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第89号

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例

京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1つづじが丘団地の項及び上げ石団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第90号

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例

京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第91号

京都府議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削

る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の右に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第92号

京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（保管場所標章の交付に係る手数料の還付の特例）

4 令和7年4月1日以前に行われた自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この項において「法」という。）第4条第1項ただし書の政令で定める通知に係る自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の法第6条第1項の保管場所標章の交付に係る既納の手数料については、改正法の施行の際当該交付がされていない場合に限り、第3条第2項の規定にかかわらず、これを還付することができる。

別表第1の7の項中「4,450円」を「4,650円」に改める。

別表第2の2の項中「に基づく自動車の保管場所の審査等の事務で規則で定めるもの」を「第4条第1項の規定による書面の交付の申請又は同項ただし書の規定による申請に対する審査」に、「つき2,040円を超えない範囲内において規則で定める額」を「つき 2,280円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定及び別表第2の2の項の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の京都府警察手数料徴収条例別表第2の2の項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同表の2の項に規定する申請（以下「申請」という。）に係る手数料については、適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

規 則

京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第51号

京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年京都府規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 京都府産業廃棄物税条例の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 生活保護法に基づく保護施設 の設備等の基準に関する条例 | 第18条第6項及び第24条第1 項に規定する個別支援計画 |
|--------------------------------|---------------------------------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第656号

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示

府営住宅等の指定に関する規程（昭和55年京都府告示第767号）の一部を次のように改正する。

別表第2 つつじが丘団地の項を削る。

附 則

この告示は、令和6年12月27日から施行する。

京都府告示第657号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和6年12月27日から施行する。

令和6年12月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表つつじが丘団地の項及び上げ石団地の項を削る。

府 議 会

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府議会議規則の一部を改正する規則
京都府議会傍聴規則

令和6年12月27日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会議規則第2号

京都府議会議規則の一部を改正する規則

京都府議会議規則（昭和31年京都府議会議規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」の右に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の右に「、看護」を加える。

第96条中「議場」の右に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府議会議規則第3号

京都府議会傍聴規則

京都府議会傍聴規則（昭和44年京都府議会議規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第130条第3項の規定により会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、傍聴券により傍聴できる席及び傍聴証により傍聴できる席に分ける。

（傍聴席の定数）

第3条 傍聴券により傍聴できる席は、174席とする。

ただし、議長が特に必要と認めるときは、補助席を設けることができる。

2 傍聴証により傍聴できる席の定数は、議長が別に定める。

（傍聴券等の交付）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第5条 傍聴券は、会議の当日に受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

（傍聴証）

第6条 傍聴証は、次に掲げる者に交付する。

- (1) 議長が別に定める報道関係者
- (2) その他議長が別に定める者

（傍聴人の入場）

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

（傍聴券等の提示）

第8条 傍聴人は、議長が指定した職員（以下単に「職員」という。）から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

（傍聴券等の返還）

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場するときは、当該傍聴券を返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、議長が別に定める期限を過ぎたときは、当該傍聴証を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、職員

をして、前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。